

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年1月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100107号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100013号

第1 結論

昭和52年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和53年3月まで

私は、A市役所の国民年金担当課に勤務していた父から、20歳になったら国民年金に加入した方がよいという助言を受けて、請求期間当時は専門学校の学生であったため、昭和53年4月に就職し、同年9月にB市に転居した後、遡って保険料を納付したが、請求期間について、国民年金に未加入の期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、昭和53年9月にB市に転居した後、3か月分位ずつ遡って納付した旨主張している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳において、国民年金について、初めて被保険者となった日の欄には、昭和61年4月1日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録と一致しているところ、上記年金手帳に、「国民年金手帳交付63年4月6日」と記載されていること及びオンライン記録における資格取得の処理日が昭和63年4月21日であること並びに上記年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の前後の被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続は同年4月頃に行われ、昭和61年4月1日に遡って資格を取得したものと推認できることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続に直接関与しておらず、その加入手続を行ったとする請求者の父は既に亡くなっている上、請求者は、請求期間に係る保険料

の納付時期及び納付金額に関する具体的な記憶がないことから、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。